障害者自立支援におけるヘルプサービス



障害者自立支援によるサービスにおいて、ヘルパーステーションかめにおいて利用できるサービス内容を紹介します。

サービスは、個々に障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス（介護給付）」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に分けられます。

**【障害福祉サービス（介護給付）におけるサービス内容】**

**１．居宅介護**

　　　　①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事等の介助をします。）

　　　　▽ 入浴介助・清拭・洗髪

　　　　　　 入浴の介助や清拭（身体を拭く）や洗髪等を行います。

 ▽ 排泄介助

 排泄の介助、おむつ交換を行います。

　　　　▽ 食事介助

　　　　　　 食事の介助を行います。

　　　　▽ 衣類着脱介助

　　　　　　 衣類の着脱介助を行います。

　　　　▽ 通院介助

　　　　　 通院の介助を行います。

　　　　▽ その他、必要な身体介護を行います。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除等の生活の援助を行います。）

　　　　　　▽ 調理

　　　　　　　　 利用者の食事の用意を行います。

　　　　　　▽ 洗濯

　　　　　　　　 利用者の衣類等の洗濯を行います。

　　　　　　▽ 掃除

　　　　　　　　 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

　　　　　　▽ 買物

　　　 利用者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。

　　　　　　▽ その他、関係者への連絡等、必要な家事を行います。

　　　　　　**＊　預貯金の引き出しや預け入れは行いません。**

**（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）**

　　　　　　**＊　利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行えません。**

③その他（必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談やご助言を行います。）

　　**Ⅱ．重度訪問介護（身体介護や家事援助、見守り等、生活全般を支援します。）**

▽全身性障害がある方等、日常生活全般に常時、支援を要する方を対象としたサービスです。

▽身体介護、家事援助、外出時の移動中の介護、見守り等を行います。

具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

▽その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

**Ⅲ．同行援護　行動援護（通院や外出時等、移動中の介護等を行います。）**

▽視覚障害がある方及び、全身性障害がある方等、野外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。

▽官公庁や銀行等の公共機関への用務等、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加の為の外出の援助を行います。

**＊1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年且つ長期にわたる外出の介助はいたしません。**

▽その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

**【地域生活支援事業におけるサービス内容】**

**Ⅰ．移動支援事業**

▽屋外での移動が困難な障害のある方について、円滑に外出できるよう移動を支援します。

**Ⅱ．重度障害者入院時コミュニケーション支援**

▽重度障害者で、意思疎通を図る事に支障がある場合において、他の人の意思疎通を仲介する為に、ヘルパーを派遣します。